

中野区立高齢者福祉センター条例新旧対照表

改正案	現行																
第1条（略） （名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>中野区立堀江高齢者福祉センター</td><td>東京都中野区中野二丁目23番8号</td></tr> <tr> <td>中野区立鷺宮高齢者福祉センター</td><td>東京都中野区若宮三丁目58番10号</td></tr> <tr> <td>中野区立弥生高齢者福祉センター</td><td>東京都中野区弥生町三丁目33番8号</td></tr> <tr> <td>中野区立松が丘高齢者福祉センター</td><td>東京都中野区松が丘一丁目32番10号</td></tr> </table> 第3条～第5条（略） （指定管理者による管理） 第6条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。 <u>2 区長は、前項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせようとするときは、中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成16年中野区条例第2号）第3条及び第4条の規定にかかわらず、公募によらずに当該指定管理者の候補者を選定することができる。</u> 第7条～第14条（略） 付 則（略） 附 則 <u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u> <u>2 改正後の第2条に規定する中野区立弥生高齢者福祉センター及び中野区立松が丘高齢者福祉センターの利用開始は、平成21年4月1日からとする。</u>	名称	位置	中野区立堀江高齢者福祉センター	東京都中野区中野二丁目23番8号	中野区立鷺宮高齢者福祉センター	東京都中野区若宮三丁目58番10号	中野区立弥生高齢者福祉センター	東京都中野区弥生町三丁目33番8号	中野区立松が丘高齢者福祉センター	東京都中野区松が丘一丁目32番10号	第1条（略） （名称及び位置） 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>中野区立堀江高齢者福祉センター</td><td>東京都中野区中野二丁目23番8号</td></tr> <tr> <td>中野区立鷺宮高齢者福祉センター</td><td>東京都中野区若宮三丁目58番10号</td></tr> </table> 第3条～第5条（略） （指定管理者による管理） 第6条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。 第7条～第14条（略） 付 則（略）	名称	位置	中野区立堀江高齢者福祉センター	東京都中野区中野二丁目23番8号	中野区立鷺宮高齢者福祉センター	東京都中野区若宮三丁目58番10号
名称	位置																
中野区立堀江高齢者福祉センター	東京都中野区中野二丁目23番8号																
中野区立鷺宮高齢者福祉センター	東京都中野区若宮三丁目58番10号																
中野区立弥生高齢者福祉センター	東京都中野区弥生町三丁目33番8号																
中野区立松が丘高齢者福祉センター	東京都中野区松が丘一丁目32番10号																
名称	位置																
中野区立堀江高齢者福祉センター	東京都中野区中野二丁目23番8号																
中野区立鷺宮高齢者福祉センター	東京都中野区若宮三丁目58番10号																